

共有者の一人が単独で共有物を使用している場合に、他の共有者が明渡請求をすることは認められるか。

民法 2/p.261 A

Issue

●

規範

1 共有者は持分に応じて共有物を利用できる（249 条 1 項）から、多数持分権者が自己の持分権の侵害を理由として少数持分権者に対し明渡請求をすることは認められない。

しかし、共有物を使用している共有者がいる場合でも、共有者の持分権の価格の過半数で管理に関する決定をすることができる（252 条 1 項後段）。そのため、管理に関する決定をし、その決定に基づいて少数持分権者に対し明渡請求をすることができる。

2 これに対し、少数持分権者が共有者間の決定に基づいて共有物を利用しており、少数持分権者の利用を認めないという決定が少数持分権者に「特別の影響」を及ぼすときは、少数持分権者の合意を得なければならない（252 条 3 項）。

特別の影響が存するかどうかは、共有物の管理に関する決定を変更する必要性・合理性と、共有物を使用する共有者に生ずる不利益を比較して判断する。

Point

- 共有者間の合意なく共有物を利用している場合は、252 条 3 項が適用される余地はないから、同項に関する論証を展開する必要はない。

過去問（司法）：R5

過去問（予備）：H27